

# 市民後見人 候補者養成研修

地域には、あなたの力を必要としている人がいます！



## を開催します

壱岐市、松浦市、島原市、対馬市、  
西海市、長与町、小値賀町の同時  
開催

市民後見人の主なお仕事



## 「成年後見制度」をご存じですか？

判断能力が十分でない方に代わって、福祉サービスの契約や財産管理を行い、その方が地域で安心して暮らせるようお手伝いをする制度です。

「社会に貢献したい！」意欲のある方、是非ご参加ください。

申込書は裏面をご確認ください。

日程		時間	内容
基礎編 (オンライン)	第1回	9月9日 (火) 12時45分 ～17時	・成年後見制度概論 ・日常生活自立支援事業 ・対象者の特性と理解と接し方
	第2回	9月16日 (火) 13時 ～17時	・意思決定支援の基礎 ・対象者と取り巻く危険Ⅱ
	第3回	9月30日 (火) 13時 ～17時	・対象者と取り巻く危険Ⅰ ・対人援助の基礎 ・日常生活自立支援員の活動の実績
応用編 (オンライン)	第4回	10月7日 (火) 12時45分 ～17時	・福祉サービスの理解 ・福祉サービスの理解Ⅱ
	第5回	10月14日 (火) 13時 ～17時	・成年後見制度の相談から申立て ・成年後見人等の職務Ⅰ ・成年後見人等の職務Ⅱ
	第6回	10月21日 (火) 13時 ～17時	・成年後見人等の職務Ⅲ ・市民後見人の活動の実際

### 対象・募集要件

壱岐市内にお住まいの方で、成年後見制度に関心があり、将来的に市民後見人として活動したい方で原則6回の全日程に参加できる方

### 開催場所

クオリティライフセンターつばさ  
(壱岐市芦辺町箱崎中山触2548番地)

### 受講料

無料

### 募集定員

20名

### 申し込み・問い合わせ先

壱岐市社会福祉協議会 ☎0920-45-0048  
長崎県社会福祉協議会 ☎095-846-8807

### 申込締切

令和7年8月29日(金)まで

### 研修修了後

- ・修了者には、終了証が授与されます。
- ・修了者は、壱岐市社会福祉協議会が行う権利擁護事業の支援員として登録ができます。

主催：社会福祉法人長崎県社会福祉協議会  
共催：壱岐市・社会福祉法人壱岐市社会福祉協議会

# 申 込 書

氏名	
住所	
電話番号	
生年月日	昭和・平成 年 月 日生

※各町にある社会福祉協議会の窓口にご提出ください。

.....切り取り線.....

## ●市民後見人の主なお仕事

ひとりで決めることに不安のある方の金銭管理、介護・福祉サービスの利用援助の支援など。ただし、不動産売却や遺産分割協議への参加など、高度な財産管理の担当は担えません。

(活動例)

- 被後見人の生活費を出入金する
- 被後見人の健康観察
- 福祉サービスの利用契約や変更
- 家庭裁判所へ報告するための書類作成



## ●なぜ、市民後見人が必要なの？

少子高齢化が進む中、判断能力が不十分であっても、住み慣れた地域で安全に暮らし、財産管理や身上監護等を地域で支える仕組みとして、成年後見制度や日常生活自立支援事業(※)という支援制度がありますが、受入体制が不足しており、社会貢献への関心が高い市民が、一定の基礎知識と技術を身に付けて「市民後見人」として活躍されることが期待されています。

(※)日常生活自立支援事業: 高齢や障害などによって、一人では日常生活に不安のある方が、地域で安心して自立した生活が送れるよう、社会福祉協議会と利用者が契約に基づき、福祉サービスの利用援助などを行います。

## ●市民後見人になるためには

市が実施する基礎研修や実践研修を受講し、社会福祉協議会が行う法人後見事業のサポーター活動などを行い経験を積みます。

一定の知識と経験を積むことで、市民後見人候補者名簿に登載されます。その後、案件に応じて市町村から成年後見人等として推薦され、家庭裁判所から選任されることで市民後見人となります。

(本研修は、参加により家庭裁判所から成年後見人等として選任されることを保証するものではありません。)

